

入札金額の内訳書の提出について

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札の際の入札金額の内訳書の提出が義務付けられました。

本市では、見積能力の無い不良・不適格業者やダンピング受注、談合等の排除を目的に、平成27年4月1日以降に発注するすべての建設工事の入札において、入札金額の内訳書の提出を必要とすることといたします。

なお、入札金額の内訳書は入札書と同様、発注機関で有効と判断されなければ、その提出した入札書は「無効」となりますので、以下の点に十分注意の上作成して下さい。

<内訳書の提出について>

様式は任意としますが、土木工事は表紙から工事費内訳書まで、建築工事は中科目別内訳までを作成し、入札予定日時に提出して下さい。

（1）内訳書に記載すべき内容

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名
- ④「金抜き設計書」に記載された全項目及びそれに対応する金額

（2）無効となる場合

- ①内訳書を提出しなかった場合
- ②（1）①～④のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
- ③異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの
- ④「金抜き設計書」に記載のない工種や種別が記載されているもの
- ⑤内訳書の縦計算に誤りがあるもの
- ⑥内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

<内訳書の再提出について>

- ・内訳書は、提出後も入札書と異なり、発注機関へ再度提出することができます。
- ・再提出は、事前に発注機関へ申出を行い、発注機関が指示する日時（指示がない場合は、入札予定日時締切）までに紙による持参又はFAX送信（送信後、必ず到着したか発注機関に確認すること。）により提出して下さい。
- ・落札決定までは、提出された内訳書が有効であるかの問い合わせは一切お答えできません。
- ・発注機関から、内訳書不備に対する指摘や再提出の指示は行いません。

<内訳書の調査について>

- ・再提出された内訳書は、発注機関が受付けた時点で、正規の内訳書として取り扱います。
- ・再提出した内訳書を受付けた場合、当初提出された内訳書の内容について採用しません。ただし、不正行為防止のため、当初提出された内訳書の内容を確認する場合があります。
- ・内訳書の調査は、落札候補者に対し、重点的に行いますので、場合によっては、落札決定までに時間を要することがあります。
- ・落札決定までに時間を要すると判断する場合は、一旦落札決定を保留します。